

B-20 奈良朝の浄衣に就いて

実践女子大学 村井 真一

奈良朝時代の服飾については、元正天皇、養老二年の修正衣服令により、皇太子以下文武諸臣の位階による服制改定があったが、これにより定められたものが、「義解」や「集解」によって文献的に知られている。これと共に今日、正倉院に伝わる大仏開眼式に用いられた一部楽服等の現場によりある程度理解されている。

「令」に規定された衣は礼服・朝服・制服であり、現物も非常に特殊なものである。

正倉院文書の中に含まれる寺院縁起、資財帳中には当時の「働き衣」の官服である写経生の洋衣について材質・量尺・等微細にわたって散見する。これらを集めて考察することにより、「洋衣」の構成・性格等が明瞭になって来る。当時の社会に於て、重要な役割を果たした写経生、一応下級官使であるこれらの人の「働き衣」を明らかにすることは奈良朝の衣服文化の盲点である庶民生活を知る足がかりでもある。